

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 審査担当
内線番号	4791

No.	項目	内容
①	処分名	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更に係る処分
②	法令名	毒物及び劇物取締法
③	法令番号	昭和25年法律第303号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	知事又は保健所長
⑥	法令の定め	<p>(登録の変更)</p> <p>第九条 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、あらかじめ、第六条第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。</p> <p>(都道府県が処理する事務)</p> <p>第二十三条の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 毒物及び劇物取締法第9条第2項で準用する第5条 ● 毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4第1項又は第2項で準用する第1項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から15日以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から15日以内
⑫	問合せ	薬務課 審査担当(075-414-4791)
⑬	備考	薬務課又は各保健所で受付・処理